

令和 7 年度

吹田市産後ケア事業委託事業者募集要項

令和 7 年 4 月

吹田市児童部すこやか親子室

1 業務内容等

(1) 業務名

- ア 吹田市産後ケア事業（宿泊型）委託業務
- イ 吹田市産後ケア事業（デイサービス型）委託業務
- ウ 吹田市産後ケア事業（デイサービス型（短時間））委託業務
- エ 吹田市産後ケア事業（アウトリーチ型）委託業務

(2) 業務の概要

出産直後に体調不良や育児不安等があり、家族等から援助が受けられない産後1年以内の母親及びその子に対し、産後ケア事業（宿泊、デイサービスまたはアウトリーチによる心身のケアや育児サポートを行うものをいう。以下「事業」という。）を実施する。

(3) 業務の内容

(1) について、それぞれ別紙で定める吹田市産後ケア業務等委託仕様書のとおり

(4) 実施要件

ア 施設の要件

- (ア) 北摂地域（本市並びに豊中市、池田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町をいう。）、大阪市又は本市の近隣市に所在する医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所又は助産所（病院、診療所にあつては、産科又は産婦人科を標榜する者に限る。以下「医療法に定める病院等」という。）において、本事業を実施すること。ただし、本市の近隣市において本事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、吹田市内において医療法に定める病院等を運営する法人に限る。
- (イ) 産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後のショートステイ、デイケア又はアウトリーチ業務について実績がある、又は、分娩を取り扱っていること。
- (ウ) 宿泊型事業、デイサービス型事業及びデイサービス型（短時間）事業について、事業の対象者が事業を利用するための専用の居室（床面積が6.3平方メートル以上であるもの）が確保されていること。
- (エ) 宿泊型事業、デイサービス型事業及びデイサービス型（短時間）事業について、入浴施設（宿泊型事業を実施する場合に限る。）及び沐浴指導施設を有すること。

イ 従事者の要件

事業の実施時間において、事業に専任又は必要に応じて従事する1名以上の助産師、保健師又は看護師を常時配置すること。

ウ その他

- (ア) 「(3) 業務の内容」に規定するサービスが提供できること。
- (イ) 宿泊型事業及びデイサービス型事業について、事業の利用者に対して、1日につき3回（宿泊型の最終日及びデイサービス型の利用日は2回）の食事を提供することができること。
 デイサービス型（短時間）事業について、事業の利用者に対して、1日につき1回の食事を提供することができること。
- (ウ) 病変突発時等、緊急時に母子について診療もしくは電話等で医師に相談ができる協力医療機関を有すること。
- (エ) 本市との適切な連絡体制を確保すること。

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

1の「(4) 実施要件」及び次に定める内容を全て満たす者で、宿泊型、デイサービス型、
 デイサービス型（短時間）、アウトリーチ型のいずれかを実施できる者

- (1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ショート
 ステイ、デイケア又はアウトリーチ業務について実績（※）がある、又は、分娩を取り
 扱っていること。

※助産師、保健師、看護師の専門資格を有する者が、母乳育児相談や乳房手当を実施し
 たものについても実績とみなす。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生
 法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6
 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者

3 委託料

利用 1 件につき、利用内容及び本市が伝える利用者の区分に応じた金額とする。

なお、利用内容及び当該区分に応じて、利用者から自己負担額を徴収すること。

※詳細は、別表 1～4 のとおり。

（別表 1）宿泊型

		利用料 (総額)	利用料の内訳			
			区分 1		区分 2	
			委託料	自己負担額	委託料	自己負担額
基本料	1 泊 2 日	56,000 円	52,000 円	4,000 円	53,800 円	2,200 円
	1 日追加	28,000 円	26,000 円	2,000 円	26,900 円	1,100 円
多胎児加算（※）	1 泊 2 日	7,200 円	7,200 円	0 円	7,200 円	0 円
	1 日追加	3,600 円	3,600 円	0 円	3,600 円	0 円

※多胎児加算は、乳児 1 人追加につき加算。

（別表 2）デイサービス型

		利用料 (総額)	利用料の内訳			
			区分 1		区分 2	
			委託料	自己負担額	委託料	自己負担額
基本料		18,500 円	17,000 円	1,500 円	17,600 円	900 円
多胎児加算（※）		2,700 円	2,700 円	0 円	2,700 円	0 円

※多胎児加算は、乳児 1 人追加につき加算。

（別表 3）デイサービス型（短時間）

		利用料 (総額)	利用料の内訳			
			区分 1		区分 2	
			委託料	自己負担額	委託料	自己負担額
基本料		15,000 円	14,000 円	1,000 円	14,500 円	500 円
多胎児加算（※）		2,100 円	2,100 円	0 円	2,100 円	0 円

※多胎児加算は、乳児 1 人追加につき加算。

(別表4) アウトリーチ型

	利用料 (総額)	利用料の内訳			
		区分1		区分2	
		委託料	自己負担額	委託料	自己負担額
基本料	9,500 円	9,000 円	500 円	9,500 円	0 円
多胎児加算 (※)	1,500 円	1,500 円	0 円	1,500 円	0 円

※多胎児加算は、乳児1人追加につき加算。

※利用予定日の2営業日前の午後5時までにキャンセルの連絡がない場合、キャンセル1回につき、宿泊型は3,000円、デイサービス型及びデイサービス型（短時間）は4,000円を本市からキャンセル料として支払い。

4 仕様書

別紙参照

5 事業開始までの流れ

- ① 応募（実施申請）
- ② 事業実施予定施設の実地調査（新規申請・事業内容変更等の場合に限る。）
アウトリーチ型のみ実施する場合は、面接
- ③ 審査結果通知
- ④ 事業開始

※応募（実施申請）から審査結果通知までは、申請手続に不備が無い場合は約2か月程度。

6 応募（実施申請）の概要及び日程

（1）発注者及び事務局

- ア 発注者 吹田市長 後藤 圭二
- イ 事務局 吹田市児童部すこやか親子室 産後ケア事業担当
〒564-0072 吹田市出口町19番2号 吹田市立保健センター3階
TEL:06-6339-1214、メールアドレス:sukoyakaoyako@city.suita.osaka.jp

（2）募集要項の配布

- ア 配布期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
土日、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
9時30分から17時00分まで（12時00分から12時45分までを除く）
- イ 配布場所 事務局（本市ホームページからもダウンロード可能。）

（3）書類の提出方法

事前連絡のうえ、郵送又は直送により事務局に提出（配布期間内に随時提出可能）
※直送の場合は、提出日を事前連絡すること。

（4）実施申請書類

- ア 吹田市産後ケア事業委託事業者実施申請書
- イ 吹田市産後ケア事業委託事業者実施申請にかかる誓約書
- ウ 事業者概要
- エ 産後ケア類似事業の実績

- オ 事業実施の計画書
- カ 産後ケア事業の実施にかかる協力医療機関との連携確認書
- キ 事業実施施設の平面図（任意様式）（助産所のみ）
- ク 事故発生時の対応マニュアル
- ケ 災害発生時の対応マニュアル
- コ 損害賠償（保険加入または積立金）の加入が確認できる書面（複写可）
- サ 利用者急変時等の対応にかかる誓約書
- ※ キ、クについて、アウトリーチ型のみ実施する場合は不要。
- ※ サについて、アウトリーチ型を実施する場合のみ提出必要。ただし、産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書を提出する場合は不要。

（５）前年度からの継続実施申請をする場合

前年度に事業の委託を受けている場合は、前年度の申請内容から変更がない場合に限って、本年度４月１日までに実施継続申請書をすこやか親子室に提出することで、実施申請書類の提出に代えることができる。ただし、前年度の申請内容（※）から変更がある場合は、改めて実施申請書類を提出すること。

※事業所の所在地、実施するサービス（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の別）、その他、事業の実施体制や実施内容に大きく関わる事項

（６）注意事項

- ア 申請に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ ホームページにおいて、公募結果（法人の名称）を公表する。
- ウ 提出された書類については、吹田市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については返却しない。
- エ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。

７ 審査及び結果の通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査による審査等により、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は応募者に通知するとともに、受託者と決定した応募者については、事業者名、事業実施施設名、事業実施施設所在地等について本市ホームページで公表する。